

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取り組み方針

平成 21 年 12 月策定
(様似町データは平成 21 年 4 月現在)

1 . 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

| 区 分 | 様 似 町 | | | 民 間 従 業 員 | | |
|---------------------|-------|---------|-------------|----------------|---------|-------------|
| | 職 員 数 | 平 均 年 齢 | 平 均 給 与 月 額 | 対 応 する 類 似 職 種 | 平 均 年 齢 | 平 均 給 与 月 額 |
| 用 務 員 | 1 人 | 61 歳 | - | 用 務 員 | 54.5 歳 | 214,000 円 |
| そ の 他 の 技 能 労 務 職 員 | 4 人 | 57.4 歳 | - | - | - | - |
| 合 計 ・ 平 均 | 5 人 | 58.2 歳 | 383,620 円 | - | - | - |

その他の技能労務職員とは、土木関係作業員です。

平均給与月額とは、給料月額、毎月の扶養手当・住居手当・時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査(賃金センサス)」の3カ年平均です。

数値は百円未満四捨五入しています。

技能労務職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、雇用形態、年齢、業務内容等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 職種ごとの年齢別の人数

| 職 種 | 5 6 歳 ~ 5 9 歳 | 6 0 歳 ~ 6 3 歳 | 合 計 |
|---------------------|---------------|---------------|-----|
| 用 務 員 | - | 1 人 | 1 人 |
| そ の 他 の 技 能 労 務 職 員 | 4 人 | - | 4 人 |
| 合 計 | 4 人 | 1 人 | 5 人 |

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職俸給表(一)を適用...(一般行政職と同じ)

イ 諸手当

一般行政職と同じ

ウ 昇給

毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じ、4号俸（55歳を超える場合は2号俸）を基準として昇給

2. 基本的な考え方

技能労務職の退職者不補充を実施し、業務全般のあり方を見直します。

現在の技能労務職員は高年化が進んでいるため、定年退職により職員数は自然減となるとともに、民間委託等の検討を行っていきます。

3. 具体的な取り組み内容

- (1) 行政職俸給表（一）を適用しているため、昇格基準により技能労務職員の抑制をしていますが、引き続き技能労務職場の方向性、あり方とともに給与の適切な運用を検討します。
- (2) 現在、技能労務職員を対象とした特殊な手当は一切ありませんが、一般行政職の見直しがなされた場合は、同様の措置とします。

4. その他

今後の技能労務職員予定数（定年退職による減少見込み）

| 職 種 | 平成 22 年 3 月 31 日 | 平成 23 年 3 月 31 日 | 平成 24 年 3 月 31 日 | 平成 25 年 3 月 31 日 |
|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 用 務 員 | - | 1 人 | - | - |
| そ の 他 の 技能労務職員 | 1 人 | - | 2 人 | 1 人 |
| 合 計 | 1 人 | 1 人 | 2 人 | 1 人 |